平成２６年（フ）第１８６号
富山市向新庄町５丁目５番33号
債務者　株式会社日交観トラベル北陸
代表者代表取締役　福山　　晃
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　破産債権の届出期間　平成27年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前10時15分
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３号
千葉県茂原市小林1978番地の19
債務者　株式会社大谷商店
代表者代表取締役　大谷　元晴
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成27年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前11時
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２０７２号
兵庫県相生市陸本町15番17号
債務者　日工株式会社
代表者代表取締役　杉山　哲雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　破産債権の届出期間　平成27年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５４０号
東京都世田谷区大蔵１丁目４番１号
債務者　オザワ株式会社（旧商号有限会社サワショウ）
代表者代表取締役　小沢　紀治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　元樹
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５５号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡５丁目３番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区田園調布２丁目26番１号
債務者　株式会社キヨヒサ
代表者代表取締役　中野　安郎
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　隆昭
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５６号
東京都大田区田園調布２丁目26番１号
債務者　株式会社トマトランタン
代表者代表取締役　中野千代子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　隆昭
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０６６号
横浜市金沢区福浦１丁目２番地14
債務者　株式会社喜友
代表者代表取締役　小柳　信一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
鹿児島県垂水市田神408番地
債務者　有限会社森永農機石油商会
代表者代表取締役　森永　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後１時30分
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
新潟県上越市大手町９番22号
債務者　正木　久行
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午後２時
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５０号
長崎県島原市中組町268番地
債務者　有限会社活魚センターマルナカ
代表者代表取締役　高野内　健
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第８４１号
神戸市中央区元町通６丁目１番８号　東栄ビル
債務者　株式会社エム・オー・エーコーベツーリスト
代表者代表取締役　今西　庸博
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
鳥取県倉吉市上井213番地４
債務者　有限会社オフィスジェイワン
代表者取締役　佐伯　武志
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　利明
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所倉吉支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３７号
香川県高松市木太町1346番地１　八坂コーポ202号室
債務者　宮本　浩子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
4　破産債権の届出期間　平成27年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０２号
香川県丸亀市川西町北1144番地６
債務者　亀田　　勉
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　太一
4　破産債権の届出期間　平成27年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部